

令和3年度新潟県相談支援従事者主任研修実施要領

1 趣旨

新潟県相談支援従事者研修実施要綱に基づく相談支援従事者主任研修の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について習得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

3 実施機関

一般社団法人新潟県相談支援専門員協会（事務局：阿賀野市北本町 12-58）

4 期日及び会場

【講義】令和3年12月7日（火）

【演習】令和3年12月8日（水）～ 12月9日（木）

令和3年1月18日（火）～ 1月19日（水）

【会場】燕三条地場産業振興センター リサーチコア 6F（三条市須頃 1-17）

5 日程

別表のとおり

6 受講対象者

障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員等。

具体的には、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を果たすことができる者を養成する観点から、現任研修修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、以下のいずれかの要件を満たす者とする。

①基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。

②本県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企

画に携わっている（予定含む）こと又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

③その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者であること。

※原則、本研修受講者は、今後新潟県相談支援従事者研修の企画立案に参画、又は講師若しくは演習指導者として携わることに御協力いただきます。

7 定員

25名

8 受講申込及び受講決定

(1) 別記様式により、令和3年10月26日（火）までに電子メールで申し込む。

【申込先】新潟県福祉保健部 障害福祉課 在宅支援係

E-mail : ngt040260@pref.niigata.lg.jp

(2) 受講者決定後、11月中旬をめぐりに受講者の所属する事業所長宛てに県障害福祉課より受講決定を通知する。受講可否決定通知が届かない場合は、県障害福祉課に問い合わせること。

(3) 申込多数の場合は、受講理由や従事状況等を基準として選考により受講者を決定する。

9 研修会費用

参加費は受講決定時に通知する指定口座へ振り込むこと（12,500円）。

10 留意事項

(1) 受講者は講義内で使用する事前課題を作成する。課題の詳細については受講決定通知発送時に通知する。

(2) 修了証書の交付に当たっては、定められた全日程の受講を条件とし、遅刻・途中退席は認めない。公共交通機関の遅れ等によりやむを得ず遅刻・欠席をする際は必ず下記に連絡する。

【連絡先】新潟県相談支援専門員協会 事務局

TEL : 0250-47-4676

(3) 修了者については、原則として市町村、地域振興局に名簿を提供する。

11 問い合わせ先

(1) 本研修の内容及び課題等に関する事項

新潟県相談支援専門員協会事務局（相談支援事業所ごず）

TEL：0250-47-4676

E-mail：kyoukai@ng-soudan.com

(2) 本研修の受講手続き、受講決定等に関する事項

新潟県福祉保健部障害福祉課在宅支援係

TEL：025-280-5228

E-mail：ngt040260@pref.niigata.lg.jp

【参考：主任相談支援専門員の役割】

- (1) 市区町村自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場への参画をするなど、地域の中核的な役割
- (2) 新潟県相談支援従事者研修の企画立案への参画、同研修への講師・演習指導者としての役割
- (3) 新潟県相談支援従事者研修で行う実習受入や受講生への指導的役割